

○和泉市自転車等の放置防止に関する条例

平成6年12月19日
条例第19号

(目的)

第1条 この条例は、駅周辺の道路その他公共の場所における自転車等の放置に対する措置を講ずることにより、歩行者等の安全な通行を確保するとともに、良好な生活環境を保持することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 自転車等 自転車又は原動機付自転車(道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。)をいう。
- (3) 利用者等 自転車等の利用者及び所有者をいう。
- (4) 放置 自転車等の利用者等が自転車等を離れて直ちに当該自転車等を移動させることができない状態をいう。
- (5) 大型店舗等 百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場その他自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設で規則で定めるものをいう。

(市長の責務)

第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、必要な施策の実施に努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、この条例の目的を達成するため市長が実施する施策に積極的に協力しなければならない。

- 2 近距離の居住者は、通勤、通学等のため当該駅への自転車等の利用を自粛するよう努めなければならない。

(自転車等利用者等の責務)

第5条 自転車等の利用者等は、自転車等を放置することにより良好な生活環境を悪化させないように努めるとともに、自転車等の放置防止に関し市長が実施する施策に積極的に協力しなければならない。

- 2 自転車の所有者は、当該自転車に住所及び氏名を明記するよう努めるとともに、自転車の防犯登録を受けなければならない。

(鉄道事業者等の責務)

第6条 鉄道事業者及び路線バス事業者は、自転車等の放置防止に関し市長が実施する施策に積極的に協力しなければならない。

(大型店舗等の設置者の責務)

第7条 大型店舗等の設置者は、その施設の利用者のために必要な自転車等駐車場を設置するように努めるとともに、自転車等の放置防止に関し市長が実施する施策に積極的に協力しなければならない。

(自転車小売業者の責務)

第8条 自転車小売業者は、自転車の販売に当たっては、自転車に住所及び氏名の記入並びに防犯登録の勧奨に努めなければならない。

(放置禁止区域の指定等)

第9条 市長は、駅周辺道路等において自転車等の放置が著しい場合には、当該地域を放置禁止区域として指定することができる。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定により指定した区域を変更し、又は廃止することができる。
- 3 市長は、前2項の規定により放置禁止区域を指定し、変更し、又は廃止したときは、その旨を告示しなければならない。

(自転車等の放置禁止)

第10条 自転車等の利用者等は、放置禁止区域内に自転車等を放置してはならない。

(放置禁止区域内の放置自転車等に対する措置)

第11条 市長は、第9条により指定された放置禁止区域内に放置されている自転車等を撤去することができる。

(放置禁止区域外の放置自転車等に対する措置)

第12条 市長は、放置禁止区域外に放置されている自転車等について、歩行者等の安全な通行の確保の

ために必要と認めるときは、当該自転車等に警告票を取り付けることができる。

- 2 市長は、[前項](#)の措置を講じた後なお放置されている自転車等については、規則で定める期間を経過後これを撤去することができる。ただし、良好な環境の確保及び都市機能の低下等市長がやむを得ないと認めるときは、直ちに撤去することができる。

(撤去した自転車等の措置)

第13条 市長は、[第11条](#)及び[前条第2項](#)の規定により撤去した自転車等を保管しなければならない。

- 2 市長は、[前項](#)の規定により自転車等を保管したときは、規則で定める事項を告示するとともに、当該自転車等を利用者等に返還するため必要な措置を講じなければならない。
- 3 市長は、[前項](#)の措置を講じた後、利用者等が引き取らない自転車等について、規則で定める保管期間を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するときは、当該自転車等を売却し、その売却した代金を保管することができる。この場合において、当該自転車等につき、買受人がないとき又は売却することができないと認められるときは、市長は、当該自転車等につき廃棄等の処分をすることができる。
- 4 [第2項](#)の規定による告示の日から起算して6月を経過してもなお[第1項](#)の規定により保管した自転車等([前項](#)の規定により売却した代金を含む。以下[この項](#)において同じ。)を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、市に帰属する。

(費用の徴収)

第14条 市長は、[第11条](#)から[前条](#)までの規定により自転車等を撤去し、及び保管したときは、それに要した費用を当該自転車等の利用者等から徴収することができる。ただし、撤去日前に警察署に対し盗難届が提出されている自転車等については、この限りでない。

- 2 [前項](#)の規定により徴収する額は、[別表](#)に定める額とする。

(自転車等駐車場の附置)

第15条 [都市計画法\(昭和43年法律第100号\)第8条第1項第1号](#)に規定する商業地域及び近隣商業地域並びに放置禁止区域において、大型店舗等を新築し、又は増築しようとする者は、当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に、規則で定める基準に従い、自転車等の駐車場を設置しなければならない。

- 2 [前項](#)に規定する地域以外の地域において、大型店舗等を新築し、又は増築しようとする者は、当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に、規則で定める基準に従い、自転車等の駐車場を設置するよう努めなければならない。

(自転車等駐車場の構造及び設備)

第16条 [前条](#)の規定により設置する自転車等駐車場の構造及び設備は、利用者の安全が確保され、かつ、自転車等が有効に駐車できるものでなければならない。

(自転車等駐車場の届出)

第17条 [第15条](#)の規定により自転車等駐車場を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとする場合も同様とする。

(自転車等駐車場の管理)

第18条 [第15条](#)の規定により設置された自転車等駐車場の管理者は、当該自転車等駐車場をその目的に適合するように管理しなければならない。

(立入検査等)

第19条 市長は、[第15条](#)の規定により設置された自転車等駐車場の所有者又は管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員をして自転車等駐車場に立入検査させることができる。

- 2 [前項](#)の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(措置命令)

第20条 市長は、[第15条](#)、[第16条](#)及び[第18条](#)の規定に違反する者に対して、相当の期間を定めて、当該違反を是正するための必要な措置を命ずることができる。

(審議会の設置)

第21条 自転車等の放置防止のための総合的な対策並びに自転車等放置禁止区域の指定、変更及び廃止について調査審議するため、和泉市自転車等放置防止対策審議会を置く。

(関係機関との協議)

第22条 市長は、自転車等の放置を防止するため、関係機関と協議して必要な施策の推進に努めなければならない。

(委任)

第23条 [この条例](#)に定めるもののほか、[この条例](#)の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 [この条例](#)は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、[第21条](#)の規定は、公布の日から施行する。
(和泉市自転車等の放置防止に関する条例の施行期日を定める規則(平成7年規則第5号)により、平成7年4月1日から施行)
- 2 [この条例](#)の施行の際、[第15条第1項](#)に規定する地域内に現に設置されている大型店舗については、増築する場合を除き[同項](#)の規定は、適用しない。
- 3 [この条例](#)の施行後、新たに[第15条第1項](#)に規定する商業地域及び近隣商業地域並びに放置禁止区域の指定を受けた地域内において、当該地域となった日から起算して6月以内に大型店舗等の新築又は増築事業に着手した者については、[同項](#)の規定は適用しない。
- 4 和泉市環境保全条例(昭和57年和泉市条例第1号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成27年条例第56号)抄

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表(第14条関係)

(平27条例56・一部改正)

種類	徴収料金
自転車	2,000円
原動機付自転車	3,000円